

様式第2号 業種コード表

○登録できる「修繕業種」は、5業種以内となります。

○「具体的修繕業種」は、自ら履行できる具体的な修繕について○印で囲んでください。（業者選定の優先度に影響する場合があります。）「具体的修繕業種」に希望する業種の記載がない場合は、記入しないでください。

	コード	修繕業種	具体的修繕業種	【必須】 資格・免許等
建築関係修繕	101	金属製工作物修繕	門扉 / フェンス / 金属製遊具 / シャッター / 金属製工作物 など	
	102	木製作業修繕	木製建築物 など	
	103	木製工作物・建具修繕	木材加工 / 工作物 / 木製設備 / 木製家具 / 木製遊具 / 木製建具（障子、襖など） など	
	104	左官修繕	壁吹きつけ / モルタル / 土壁 / 繊維壁 / タイル / ブロック / コンクリート など	
	105	石修繕	石材 / 石積み など	
	106	屋根修繕	瓦 / スレート など	
	107	溶接修繕	溶接 / 金属製遊具溶接 など	
	108	板金修繕	板金加工 / 建築板金 / トタン屋根 など	
	109	ガラス・金属製建具修繕	ガラス / サッシ / 網戸 / 自動ドア など	
	110	塗装修繕	塗装 など	
	111	防水修繕	アスファルト防水 / モルタル防水 / 目地防水 / 塗膜防水 / シート防水 / 注入防水 など	
	112	壁・天井、床、カーテン修繕	壁 / 天井修繕 / クロス / カーペット / クッションフロア / Pタイル / カーテン / ブラインド / ロールカーテン など	
	113	畳修繕	畳 など	
設備関係修繕	201	電気設備修繕	電気設備 / 照明設備 / 放送設備 / 電動シャッター など	電気工事士免状 電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき電気工事業を開始した旨の届出受理書
	202	空調設備修繕	空調設備 / 冷暖房設備（ボイラー除く）など ※修繕の内容によっては資格・免許等が必須とする場合があります。（電気工事士 など）	
	203	給水設備修繕	給水設備 など	勝山市指定給水装置工事事業者
	204	排水・衛生設備修繕	排水設備 / 衛生設備 / 水洗トイレ設備など	勝山市排水設備指定工事店
	205	ガス給湯設備修繕	ガス給湯設備 など ※修繕の内容によっては資格・免許等が必須とする場合があります。（液化石油ガス設備士 など）	
	206	消防設備修繕	火災警報設備 / 消火設備 / 排煙設備 / スプリンクラー など	消防設備士免状
	207	石油給湯設備修繕	灯油ボイラー修繕 など ※修繕の内容によっては資格・免許等が必須とする場合があります。（石油機器技術管理士 など）	

〔資格、免許等に関する注意事項〕

- 資格・免許等が必須である業種を申請する場合は、資格者証、免許証等の写しを提出してください。
- 上記のほかに、資格・免許等が必要となる修繕の場合は、それらを取得している事業者等に発注しますので、取得している資格・免許等があれば、資格者証、免許証等の写しを提出してください。
- 資格・免許等を必要としない業種であっても、取得している資格・免許等があれば、資格者証、免許証等の写しを提出してください。